



未来をひらき 人もまちも いきいき輝く 平生

広報

ひらお

-HIRAO Public Relations-

主な内容

- 町民税・県民税が変わります (P 2～3)
- 「児童虐待防止推進月間」(P 4)
- 下水道 水洗化はお早めに (P 5)
- 平生町財政状況の公表 (P 6～7)
- 平生町人事行政の運営状況 (P 8)
- まちの話題 (P 11～13)
- 情報伝言板 (P 18～19)



No.1135

平成18年
(2006)

11 月号

◇発行：平生町役場

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町210番地の1
Tel0820 (56) 7120<企画課>

稲刈り・脱穀を体験

10月7日、大野公民館グラウンド前で、自然体験学習『昔ながらの稲刈り&足ふみ脱穀』が行われ、大野地区の子どもたちなど約60人が参加しました。

子どもたちは、もち米の稲を鎌で上手に刈り取った後、脱穀などの作業にも積極的に挑戦していました。

12月には、この日収穫した83kgのもち米を使用し、もちつきを行う予定です。

平成19年から税源移譲などにより



町民税・県民税が変わります

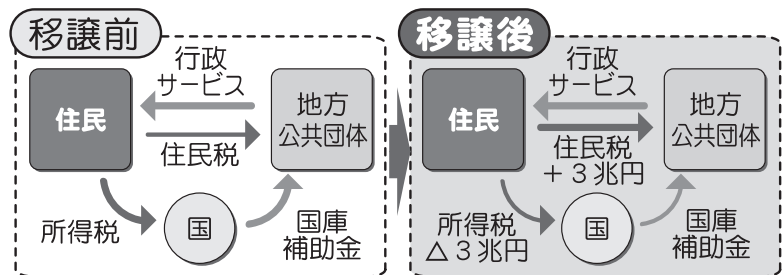
～税制改正の主なポイント～

① 税源移譲による税率の改正（国から地方へ）

「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。地方団体は国が国税として集めた財源の中から国庫補助金を受けており、必ずしも自主性が高いとはいえません。

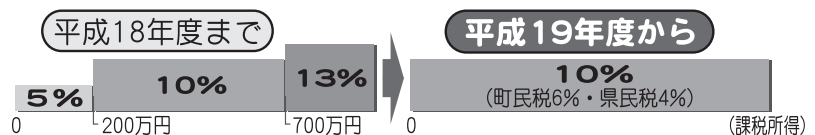
このため、地方団体が自主的に財源の確保を行い、住民にとって真に必要な行政サービスを自らの責任でより効率的に行えるよう、所得税から町民税・県民税（住民税）へ、全国で約3兆円の税源移譲を平成19年度課税分から実施されることになりました。税源移譲については、町民税・県民税の所得割と所得税の税率が次のとおり改正されることで行われます。

なお、税源移譲の実施により町民税・県民税の負担が増えても、その分、所得税の負担が減り、納税者の負担は極力変わらないように配慮されています。



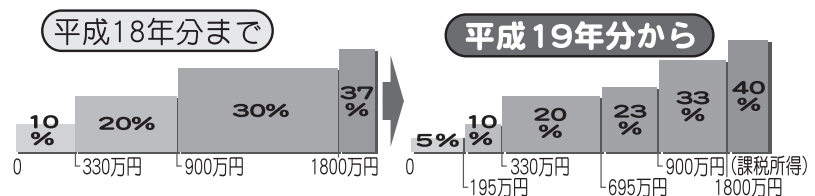
■町民税・県民税の税率は一律10%になります

(平成19年度課税分より適用)



■所得税の税率は6段階になります

(平成19年分より適用)



※「課税所得」とは、給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や必要経費を差し引きし、そのうえで社会保険料控除、扶養控除、基礎控除などの諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。

■税源移譲後の税額計算の具体例

○独身者の場合

給与収入	税源移譲前（円）				税源移譲後（円）		
	所得税	町民税・県民税	合計		所得税	町民税・県民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500	→	62,000	126,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000	→	160,500	260,500	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000	→	376,500	404,500	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000	→	868,500	650,500	1,519,000

負担増減額

0円

○夫婦＋子ども2人の場合

給与収入	税源移譲前（円）				税源移譲後（円）		
	所得税	町民税・県民税	合計		所得税	町民税・県民税	合計
300万円	0	9,000	9,000	→	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000	→	59,500	135,500	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000	→	165,500	293,500	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000	→	590,500	539,500	1,130,000

※夫婦＋子ども2人の場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

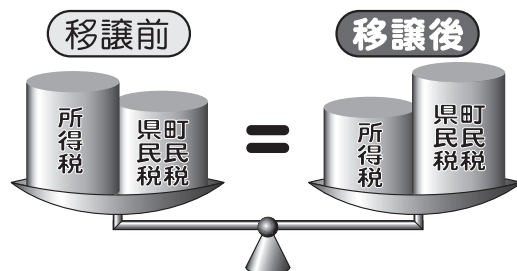
★上記は税源移譲による負担変動を示すものです。このほか平成19年分所得税、平成19年度分町民税・県民税から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご留意ください。

■人的控除額の差による税負担の調整措置

町民税・県民税と所得税では、配偶者控除・扶養控除・基礎控除など人的控除額に差があります。（基礎控除で言えば、町民税・県民税の33万円と所得税の38万円との差5万円）。したがって、同じ収入金額の場合、町民税・県民税で課税される所得は所得税よりも多くなってしまいますので、町民税・県民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、町民税・県民税の税負担が増えることになります。このため、納税者の人的控除額の差を適用状況に応じて町民税・県民税を減額することによって税負担が増えないように調整します。

Q. 税負担は増える？減る？

A. ご安心ください。税源移譲によって町民税・県民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担が変わらないような措置が取られており、税源移譲の前後で、「(町民税・県民税)+所得税」の負担は極力変わらないように配慮されています。



②定率減税の廃止

■町民税・県民税（平成19年度以降の町民税・県民税について適用）

現 行	改定後（平成19年度から）
町民税・県民税所得割額の7.5%相当額 （7.5%相当額が2万円を超える場合は上限2万円）	廃 止

■所得税（平成19年分以降の所得税について適用）

現 行	改定後（平成19年分から）
所得税額の10%相当額 （10%相当額が12万5千円を超える場合は上限12万5千円）	廃 止

※平成18年分については現行となります。

③65歳以上の人に適用される非課税限度額の廃止

65歳以上の人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する非課税措置が平成18年度から廃止されました。ただし、昭和15年1月2日以前生まれの人で、前年の合計所得金額が125万円以下の人について、以下の経過措置があります。

対象年度	経過措置の内容
平成18年度分	均等割額と所得割額の3分の2を減額
平成19年度分	均等割額と所得割額の3分の1を減額

④その他

■地震保険料控除の創設【損害保険料控除からの改組】

（町民税・県民税は平成20年度課税分から〔所得税は、平成19年分以降から〕）

■問合せ先 町役場税務課 Tel (56)

税を考える週間

考えてみませんか？ 私たちの「税」について

11月11日～17日は、「税を考える週間」です。「税を考える週間」は、税のしくみや役割を理解していただくことを目的としており、平成18年度のテーマは「少子・高齢社会と税」です。

11月は

「児童虐待防止推進月間」です

『あなたの「もしや？」が
子どもを救う。』

児童虐待は、子どもの人権を侵害するだけでなく時には生命をも奪ったり、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与えます。また、世代間連鎖により次世代に引き継がれる恐れもあります。

虐待の解決にあたっては、早期発見・早期対応が極めて重要です。関係機関と連携し、児童虐待を防止していきましょう。

●児童虐待とは

身体的虐待	なぐる・ける・やけどを負わせる・溺れさせるなど
性的虐待	性的行為の強要・ポルノグラフィの被写体にするなど
ネグレクト	家に閉じ込める・食事を与えない・ひどく不潔にする・自動車の中に放置する 保護者以外の同居人による虐待を放置すること
心理的虐待	言葉による脅し・無視・兄弟間の差別的あつかいなど 子どもの目の前で配偶者間暴力を行うこと

●子どもを虐待から守るための5か条

1 「おかしい」と感じたら迷わず連絡	通報はあなたの義務です。 岩国児童相談所 0827(29)1513 町役場健康福祉課こども班 (56)7115 町保健センター (56)7141 平生警察署 (57)0110
2 「しつけのつもり」は言い訳	子どもの立場が大切です。
3 ひとりで抱え込まない	できることから実行しましょう。
4 親の立場より子どもの立場	子どもの命が最優先です。
5 虐待はあなたの周りでもおこりうる	特別なことではありません。

●身近な所で見守り、支援活動をしています

子育て支援ネットワーク連絡会議	
目的	子どもを産み育てることに楽しさと夢を持てる子育て環境づくり
活動内容	①子育て支援策・次世代育成支援行動計画に関すること ②子育て情報誌に関すること ③児童虐待防止に関すること ④子育て支援活動に係る情報の提供・交換に関すること
会議の構成	育児サークル・主任児童委員・児童委員・母子保健推進協議会・母親クラブ・保護者代表・岩国児童相談所・柳井健康福祉センター・子育て支援センター・町保健センター・保育園・幼稚園・児童館・社会福祉協議会・町教育委員会・健康福祉課こども班



●ひとりで、また一つの機関では子どもを虐待から守ることはできません。

常にこどもを中心に考え、健康福祉課こども班や身近な機関へ相談してください。
あなたの秘密は守られます。

■問合せ先 町役場健康福祉課こども班 Tel (56) 7115

下水道 水洗化は お早めに



平成18年3月31日現在、平生町の公共下水道および漁業集落排水施設の普及率は、53・7%で、山口県全体では、57・6%となっています。

公共下水道・漁業集落排水施設が

整備されると...

●さわやかな水洗トイレが使えます

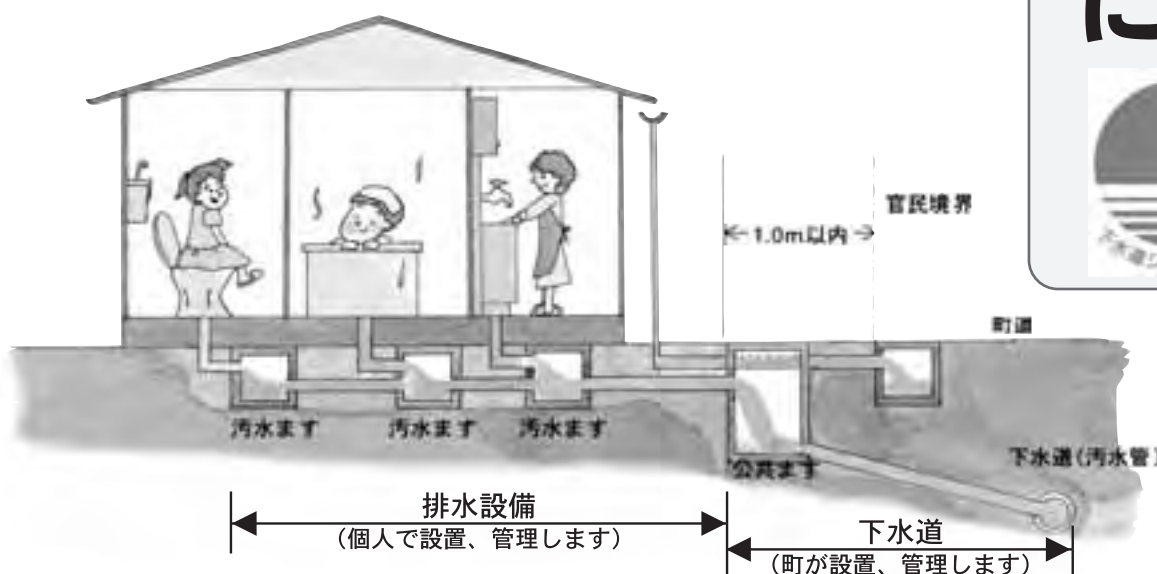
清潔で快適な水洗トイレが使えるようになります。子どもはもちろん、お年寄りの人でも安心してトイレを使うことができ、悪臭に悩まされることもなくなります。

●川や海の水がきれいになります

家庭から出る汚れた水は、下水管で終末処理施設に集められ、きれいにしてから海に流されます。魚や他の生物がすむことができる清流がよみがえります。

●清潔で住みよい環境の街になります

汚いドブや溝がなくなります。そのため蚊やハエの発生を防いで、疾病の心配もなくなります。そして、町並みも美しく、快適で安心した暮らしができます。



水洗化の工事について

下水道を使用するには、公共ますに流すための「排水設備」を造らなくてはなりません。

《排水設備とは》

台所、風呂場、トイレなどから流される生活排水を下水道まで排除するための排水管やますなどの施設です。排水設備の設置は、建築物の所有者に義務付けられています。所有者以外でも排水設備の工事をすることはできますが、建築物の所有者の同意が必要になります。宅地内に設置されるので、工費は自己負担となります。

平生町の下水道は分流式ですので、汚水だけを管に集める排水設備を設置してください。(雨水を公共ますにつなぐことは絶対にしないでください。)

工事はなるべく早めに

下水道が完成し、使用できるようになった区域では、3年以内に水洗トイレに、また、台所、風呂場、洗面所などからの汚水は、速やかに下水道に流れるよう排水設備を設置しなければなりません。(下水道法では、供用開始後3年以内に行うよう義務付けられており、罰則もあります。)

工事は指定工事店で

排水設備工事は、町の排水設備指定工事店でないとできません。必ず指定工事店で施工してください。依頼者は、

指定工事店に直接工事の申込をしてください。(平生町排水設備指定工事店一覧表は広報5月号に掲載)

◎くみ取り便所の場合

すでにある便器を取り壊し、便槽を取り除いて、砂などで埋め戻しをします。

◎浄化槽の場合

浄化槽を設置されている場合は、トイレはすでに水洗化されていますから、速やかに接続替え工事をして直接下水道管に流してください。便器などの内部設備はそのまま使用できますので、浄化槽の廃止と排水管切り替えが主な工事となります。

平成17年度 決算状況

平生町財政状況の公表等に関する条例に基づき、平成17年度の決算状況について公表いたします。

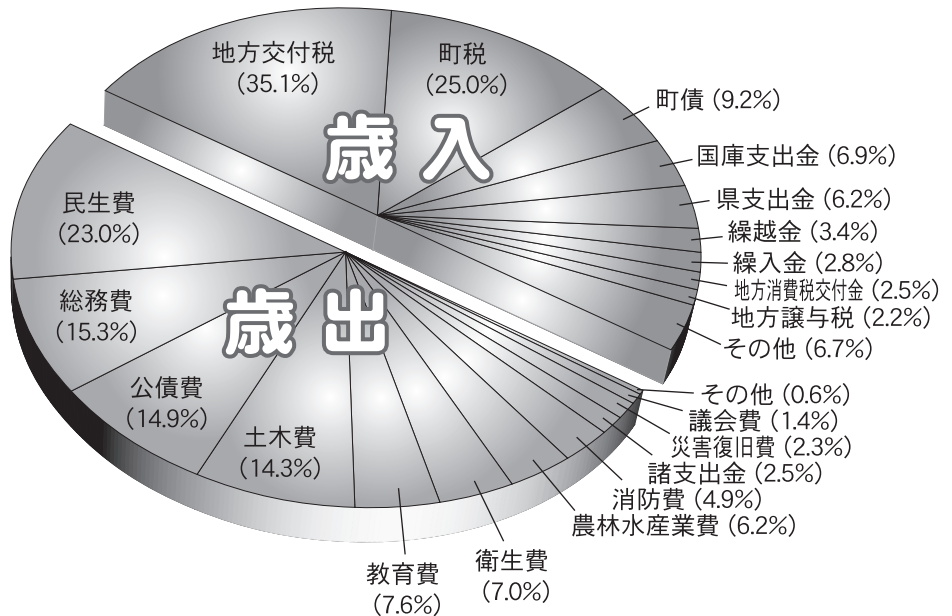
◆一般会計

歳入

地方交付税	17億4,755万8,000円
町税	12億4,249万3,413円
町債	4億5,810万 円
国庫支出金	3億4,278万1,197円
県支出金	3億 860万9,936円
繰越金	1億7,089万3,459円
繰入金	1億3,767万3,316円
地方消費税交付金	1億2,211万7,000円
地方譲与税	1億1,104万9,900円
その他	3億3,265万1,330円

歳出

民生費	11億1,237万9,488円
総務費	7億4,296万1,498円
公債費	7億1,948万6,050円
土木費	6億9,430万3,618円
教育費	3億6,951万5,785円
衛生費	3億3,819万1,801円
農林水産業費	2億9,980万5,745円
消防費	2億3,824万 392円
諸支出金	1億2,301万2,094円
災害復旧費	1億1,018万9,753円
議会費	6,870万8,762円
その他	2,499万3,006円



歳入	49億7,392万7,551円
歳出	48億4,178万7,992円

歳入歳出差引額 1億3,213万9,559円

◆特別会計

会計名	歳入額	歳出額	歳入歳出差引額
国民健康保険事業	13億6,376万9,824円	13億 916万8,050円	5,460万1,774円
佐合島渡船事業	1,831万 314円	1,831万 314円	0円
交通災害共済事業	318万6,658円	292万3,405円	26万3,253円
簡易水道事業	6,260万 84円	6,260万 84円	0円
老人医療事業	15億9,232万3,165円	15億8,787万3,451円	444万9,714円
下水道事業	7億2,977万1,278円	7億2,977万1,278円	0円
水産廃棄物処理事業	390万4,994円	390万4,994円	0円
漁業集落環境整備事業	2億1,719万7,387円	2億1,719万7,387円	0円
介護認定審査会事業	2,672万4,793円	2,672万4,793円	0円
介護保険事業	8億7,568万1,339円	8億6,118万7,652円	1,449万3,687円

◆一般会計予算の収支状況〔現行予算額 46億5,829万8,000円〕

地方交付税	16億2,872万3,000円		
	11億3,384万8,000円	(69.6)	
町 税	12億2,992万9,000円		
	8億4,798万3,507円	(68.9)	
町 債	4億1,670万 円		
	1,870万 円	(4.5)	
県 支 出 金	3億2,102万1,000円		
	5,849万7,233円	(18.2)	
国庫支出金	1億8,727万3,000円		
	3,213万1,578円	(17.2)	
地方譲与税	1億6,581万7,000円		
	7,033万 437円	(42.4)	
繰 入 金	1億6,051万8,000円		
	0円	(0.0)	
繰 越 金	1億3,213万9,000円		
	1億3,213万9,559円	(100.0)	
地方消費税交付金	1億3,000万 円		
	7,103万5,000円	(54.6)	
分担金及び負担金	7,815万3,000円		
	3,123万3,727円	(40.0)	
そ の 他	2億 802万5,000円		
	9,445万5,051円	(45.4)	
収入済総額	24億9,035万4,092円	(53.5)	

歳 入

■ 現行予算額
■ 収入済額

() 内は予算対比(%)

民 生 費	11億7,620万8,000円		
	3億2,495万2,429円	(27.6)	
公 債 費	7億2,459万3,000円		
	2億8,983万 374円	(40.0)	
総 務 費	6億6,461万3,000円		
	2億5,644万1,435円	(38.6)	
土 木 費	5億 56万8,000円		
	7,161万7,876円	(14.3)	
農林水産業費	3億9,127万4,000円		
	1億6,055万6,682円	(41.0)	
教 育 費	3億8,593万3,000円		
	1億7,338万7,526円	(44.9)	
衛 生 費	3億2,068万8,000円		
	1億3,277万7,599円	(41.4)	
消 防 費	2億3,396万8,000円		
	1億1,352万3,726円	(48.5)	
諸 支 出 金	1億2,994万1,000円		
	4,032万4,178円	(31.0)	
議 会 費	6,941万7,000円		
	3,469万9,119円	(50.0)	
そ の 他	6,109万5,000円		
	1,395万9,415円	(22.8)	
支出済総額	16億1,207万 359円	(34.6)	

歳 出

■ 現行予算額
■ 支出済額

() 内は予算対比(%)

※各予算額、収入・支出済額には、繰越明許費を含む。

◆特別会計予算の収支状況

会 計 名	予 算 額	収 入 済 額	収入率
		支 出 済 額	支出率
国民健康保険事業	14億9,238万1,000円	4億7,077万7,474円	31.5%
		5億4,275万4,576円	36.4%
佐合島渡船事業	1,678万4,000円	380万1,900円	22.7%
		759万8,509円	45.3%
交通災害共済事業	520万4,000円	260万7,853円	50.1%
		215万8,201円	41.5%
簡易水道事業	6,262万4,000円	1,062万 880円	17.0%
		2,390万5,222円	38.2%
老人医療事業	15億8,851万2,000円	6億6,658万3,868円	42%
		6億8,448万9,091円	43.1%
下 水 道 事 業	7億 559万9,000円	6,021万7,960円	8.5%
		1億5,126万 753円	21.4%
水産廃棄物処理事業	440万7,000円	6万3,000円	1.4%
		231万3,072円	52.5%
漁業集落環境整備事業	2億2,302万1,000円	596万1,790円	2.7%
		2,089万6,027円	9.4%
介護認定審査会事業	2,699万 円	0円	0.0%
		1,045万9,356円	38.8%
介護保険事業	9億1,150万6,000円	3億4,004万4,687円	37.3%
		3億5,297万8,758円	38.7%

※漁業集落環境整備事業の予算額、収入・支出済額には、繰越明許費を含む。

平成18年度の
財政公表

平成18年度予算の収入・支出状況（9月30日現在）を公表いたします。

財政公表は、町民のみなさんに町の財政がどのような状況になっているかを知っていただくため、年2回公表しています。

◆町有財産の状況

(証券・出資金・基金)



25億1,507万7,305円

(土 地)

(建 物)



190万5252m2

5万3,074m2

(船 舶)

(消防車)



1 隻

10 台

◆町債残高・一時借入金の状況

	区 分	金 額
町	一 般 会 計 分	72億6,078万9,853円
	渡船事業特別会計分	1,058万4,009円
	簡易水道事業特別会計分	1億5,897万7,187円
債	下水道事業特別会計分	50億4,403万2,074円
	漁業集落環境整備特別会計分	7億6,409万7,162円
合 計		132億3,848万 285円
一 時 借 入 金		0円

平生町人事行政の運営などの状況をお知らせします

「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要をお知らせします。

後編

◆職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①一般職員の勤務時間（平成18年4月1日現在）

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	開始時刻	終了時刻
40時間	8時間	8:30	17:15
休憩時間	休息時間		
12:00～12:45	12:45～13:00、15:00～15:15		

②特別休暇など

種 類	付 与 日 数
骨髄提供のための休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	5日以内
結婚	7日以内
産前および産後休暇	産前6週間、産後8週間
育児時間	必要と認められる期間
妻の出産	3日以内
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内
親族の死亡	親族に依り3日から10日
家族の祭日（法要）	1日
夏季休暇	7月から9月の間における5日間
妊娠障害（つわり）	7日以内
地震、水害、火災、その他の災害	7日以内
人間ドック	必要とする日または時間
病気休暇	90日以内
介護休暇	6月の期間内において必要と認められる期間

③年次有給休暇

	平成15年	平成16年	平成17年
平均使用日数	8.5日	8.6日	9.3日
消 化 率	21.5%	21.8%	23.2%

④育児休業など

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
育児休業取得者数	2人	2人	2人

※年度中に新たに取得した人数です。

◆職員の分限処分の状況（平成17年度）

処分事由	処分の種類	休 職
心身の故障の場合	※地方公務員法第28条第2項第1号	1人

※職員が、心身の故障のため、長期の休養を要する場合においては、その意に反してこれを休職とすることができる。

◆職員の服務の状況

職務に専念する義務の免除が認められる場合	
・研修を受ける場合・厚生に関する計画の実施に参加する場合 ・その他特に任命権者またはその委任を受けた者の承認を得た場合	

◆職員の研修および勤務成績の評定の状況（平成17年度）

種 別	内 容	受講者数	種別	内 容	受講者数
独自研修	全職員研修会	全職員	県セミナーパーク	吏員二部課程研修	1
柳井広域研修	法制執務講座	8		吏員三部課程研修	1
	契約実務講座	1		管理者一部課程研修	1
県セミナーパーク	マネジメント研修	4		監督者三部課程研修	1
	吏員一部課程研修	3		専門研修	10

◆職員の福祉および利益の保護の状況

①検診受診状況（平成17年度）

区 分	受診者数	内 容
定期健康診断	77人	
人間ドック	69人	日帰り（30歳以上）・短期（40歳以上）

②公務災害の認定状況（平成17年度）公務災害：1件

■問合せ先 町役場総務課 Tel (56) 7111

農地・水・環境保全向上対策の事業を募集します

農林水産省では、平成19年度から、農地や農業用水などの資源の保全とその質の向上を図る新たな対策が導入されました。この事業は、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と、環境保全に向けた営農活動を支援する事業です。

●事業内容

- ①農業振興地域農用地内で、集落や水系単位などでまとめた地域の農業者・地域住民などで活動組織を設立します。（規約の作成が必要）
- ②活動組織が話し合い、活動計画の作成をします。
- ③活動計画に基づいて、農道への砂利補充・水路の江ざらいや草刈り・景観植物の植栽などを活動組織が実施します。

※活動は5年間継続して実施しなければなりません。

●募集期限 11月24日金

事業の要望や、詳細な内容（補助金額など）については、役場経済課までお問い合わせください。

■問合せ先 町役場経済課 農林振興班 Tel (56) 7117

新成人のみなさんへ

来年1月7日(日)に 成人式を開催します

日 時 平成19年1月7日
会 場 平生町武道館
日 程 受 付 午前9時30分～
式 典 午前10時～
記念写真 午前10時50分～
記念行事 午前11時10分～12時30分

●対象となる人

昭和61年（1986）4月2日～昭和62年（1987）4月1日までの間に生まれた人で、平生町在住または出身の人

●案内状の送付

平生町に住所（住民登録）のある人と事前に申し込みをされた人には、案内状を12月上旬に送付します。

事前に確認されたい人や対象者で12月中に案内状が届かない人は、平生町教育委員会までお問い合わせください。

●町外に住所（住民登録）のある人

町外に住所（住民登録）のある平生町出身の人で、式典への出席を希望される人は、事前に平生町教育委員会に申し込んでください。案内状を送付します。

《申込方法》

◇連絡事項 新成人の氏名、生年月日、住所、平生町での住所（旧住所）と世帯主氏名、連絡先など

◇受付期限 12月20日水まで

※20日以降でも受付をいたしますが、案内状の発送が遅れたり、式典当日に配布する名簿への掲載が間に合わなかったりする場合がありますので、早めにご連絡をお願いします。

■申し込みおよび問合せ先 町教育委員会 社会教育課 Tel (56) 6083

「電話のユニバーサルサービス制度」がスタートします。

全国どこでも公平に利用できる電話サービスを、みんなで支える新しい仕組みです。

日本全国で提供されている加入電話、公衆電話、緊急通報（110番・118番・119番）の電話サービス。これらが、電気通信事業法に定められたユニバーサルサービスです。

NTT東日本・西日本が提供しているこれらのサービスは、携帯電話やIP電話の普及および電話サービスの競争の進展などに伴い通話料金が大幅に安くなった一方、このユニバーサルサービスの提供費用が不足することになっています。

このため、固定電話・携帯電話・PHS・IP電話などの電話会社56社が協力して費用を出し合う「ユニバーサルサービス制度」がスタートすることとなりました。その費用は、最終的には、みなさまがお支払いになる電話サービスの料金で賄われることになります。

この制度の円滑な運営のため、ぜひともご理解とご協力をお願いします。



■問合せ先

社団法人電気通信事業者協会 支援業務室

Tel 0 5 7 0 (0 2) 1 2 6 7 【受付時間 9時～17時（土日・祝日・年末年始を除く）】

http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/universalservice/

シリーズ 歯と口の健康づくり

平生町歯と口の健康づくり推進委員会

自分のくせを見直し、子どもに良い環境を与えよう！

平生小PTAの一保護者のつぶやき



「無くて七癖」という言葉があります。歩き方、話し方、食べ方…など、自分では気がついていないのだけれど…。

10月21日土に、平生小学校の土曜参観日に足を運んでみました。6年生が、日本大学教授の尾崎先生から、「歯と口の健康づくり」について、お話を聞いているところでした。その中で、母親の口癖として「早くしなさい。」と子どもたちをせかせていませんか？との投げかけがありました。参観されたお母さんにとっては、

耳の痛い思いをされたかもしれません。みなさんのお宅では、食事の時にテレビをつけていませんか。子どもは、テレビに集中して、食べるのがおろそかになり、しかる原因をつくっているように思います。我が家でも以前は、テレビをつけながら食べさせていましたが、「早う食べんにゃ！」この言葉を何回言ったことか…。それから、「よし、テレビを消して食べさせればいいんだ。」という発想から、今では、テレビ無しで笑い有りの食事時間を過ごしています。笑いがあれば、余計に食事も美味しくなり、言わなくても子どもが学校の様子などを話してくれるようになりました。また、子どもが寝る前に「おい、歯磨きするよう！」と声をかけます。この声かけに、子どもは、ゆったりと時間をかけ、歯磨きをしています。

親の在り方（環境）によって、子どもは変わってくるような感じがします。食べることは、栄養を摂るだけでなく、どのような食事をさせるかによって、子どもに「生きる力」を与えることができると思います。歯磨きをすることは、虫歯をつくらないだけでなく、たくさんの笑顔ある生活を送れるものと信じています。

「食欲の秋」子どもたちに、どんな食事時間を与えているか、もう一度考えてみませんか！



△尾崎先生（日大）による授業風景

平成18年秋季全国火災予防運動

11月9日木～15日水は、秋季全国火災予防運動期間です。

「消さないで
あなたの心の
注意の火。」

《平成18年度全国統一防火標語》

●重点目標

- ・住宅防火対策の推進
- ・放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- ・特定防火対象物などにおける防火安全対策の徹底

～住宅防火 いのちを守る 7つのポイント～

◇3つの習慣

- ・寝たばこは、絶対やめる
- ・ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ・ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す

◇4つの対策

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器などを設置する
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる

人権擁護委員の功労と委嘱



△写真左から山田町長、本摩さん

平生町人権擁護委員の本摩哲人さん（曾根）が、平成18年9月30日をもって退任されました。本摩さんは、平成6年7月1日から12年3カ月にわたり本町の人権擁護委員を務められ、このたび、長年の功績により法務大臣から感謝状を授与されました。

人権擁護委員は、すべての人権問題について、必要な助言をしたり関係官公署を紹介するなど、問題解決の手助けをしています。

また、本摩さんの後任として、中尾一真さん（佐賀）が法務大臣から委嘱されました。



△中尾さん

まちの話題

アルプス民族音楽を楽しむ



10月4日、第41回平生町音楽鑑賞会が、町体育館で開かれました。

今年は、声楽家の北川桜さんとスイス、オーストリアなどアルプス地方の民族音楽を演奏しているグループ「エーデルワイス・ムジカンテン」が出演。会場には、アルプス地方の民族音楽の音色や華やかな民族衣装を楽しみに多くの人が集まりました。

観客は、独特の声を響かせるヨーデルや長い管が特徴的なアルプホルンの音色など、アルプスの壮大な光景が浮かんでくるような演奏に、楽しいひとときを過ごしていました。

中学生がボランティア活動

10月6日、平生中学校1年生が、一人暮らしをされているお年寄りを訪問し、さまざまなお手伝いをする「ひらおお助け隊」として活動しました。

お助け隊は、訪問先でお年寄りにあいさつをした後、窓ふきや庭の草むしりなどの奉仕活動をしました。

また、掃除などが終わった後は家の中でいろいろな話をして、お年寄りとの交流も深めました。



食事の大切さを学ぶ

9月29日、周南市立周央保育園管理栄養士の山田洋子先生を招いて、すすくセミナー講演会が町保健センターで開催されました。



『このころと身体にいい食事』と題された講演では、「食育」についての基礎知識やアレルギーから子どもたちを守るための方法などを、ユーモアを交えながら話されました。

会場に集まったみなさんは、家族の食事に役立てようと熱心に耳を傾けていました。

ブルーベリー漬が最優秀賞



△左から平原さん、山田町長、高杉さん

9月21日、県庁で行われた「ふるさと特産加工開発コンクール」で、本町の生活改善実行グループ連絡協議会・大野グループが出品した『ブルちゃん漬け』が、漬物類（創作の部）部門で最優秀賞（県知事賞）を受賞しました。

出品代表者の高杉壽子さん（大野南）と同協議会会長の平原一子さん（佐賀）は、10月16日、受賞の報告に町役場を訪れました。



『ブルちゃん漬け』は、新鮮なダイコン、キュウリ、ニンジンを食べやすい大きさに切って塩漬した後、ブルーベリーの甘酢に漬けて作られたものです。甘酸っぱいブルーベリーの特長を生かしたこの漬物は、11月11、12日にひらお特産品センターで行われるイベント『「ひらおの味」フェスタ（ルーラル・ゆうゆう・フェスタ）』に合わせ、商品化される予定です。

平生小防犯訓練

10月20日、平生小学校が不審者対策防犯訓練を行いました。

不審者に声をかけられたときなど非常時の避難方法を確認し、問題点を把握するため、平生警察署の指導のもと、「子ども110番の家」へ駆け込む実地訓練をしました。

平生小学校6年生の児童2名は、不審者役の警察署員に声をかけられると、近くの「子ども110番の家」に避難し、駆けつけた警察官に犯人の特徴や逃走方向などを説明することができました。

こうした訓練により、子どもたちや地域の防犯意識を高め、犯罪を未然に防ぐことが重要です。



不審者役の警察署員と児童

海をきれいに

10月17日、つばさ保育園で、海をきれいにしようと呼びかける紙芝居（うみがめマリンの大冒険）が徳山海上保安部主催により上演されました。



これは、海洋環境保全の周知・啓発活動の一環で、紙芝居で説明することにより、子どもたちにも分かりやすく環境保全の重要性を伝えていました。

上演後、海上保安庁のマスコット「うみまるくん」とふれあう時間もあり、園児は楽しそうにうみまるくんの周りに集まっていました。

フラワールベルト「秋の植栽」

10月21日、平生町フラワールベルト整備事業「秋の植栽」が、町内4カ所の花壇とひらお特産品センター前から山口銀行前までのプランターを中心に行われました。

植栽には、地域住民や平生町生涯学習推進協議会のみなさんなど多くのボランティアが参加し、約1万本のビオラを植えこみました。



各分野での功績により表彰



△左から福井さん、山田町長、西川さん

堅ヶ浜老人クラブ（内）百寿会は、10月14日に長門市で開かれた「生涯現役社会づくりフェア」において、『やまぐち生涯現役社会づくり章』を受章し、報告のため同会長の西川直道さんと平生町老人クラブ連合会会長の福井将夫さん（大野北）が同月17日、町役場を訪れました。

百寿会は、小中学生通学時の見守りや「ほぼろ」と呼ばれるワラかご作りなどの活動が、生涯現役社会づくりの模範であると受章されました。



△左から山田町長、吉田さん

吉田さんは、昭和58年に保護司に就任して以来、23年もの長きにわたり犯罪者の更生や再犯防止に尽力されています。

このたびの表彰は、多年にわたる保護司活動に、顕著な功績があると認められたものです。

10月19日、山口市で開催された「第11回山口県更生保護研修大会」で、柳井保護区保護司会熊毛支部の吉田博海さん（大野南）が『法務大臣表彰』を受賞されました。同月26日、受賞の報告に町役場を訪れました。



△三好竹雄さん（会長代理）

周防大島町で9月28日に開催された「平成18年度快適な環境づくり柳井地区大会」で、老人クラブ峰寿会（宇佐木）が『柳井地区環境衛生連絡協議会会長表彰（環境衛生改善模範団体）』を受けられました。

峰寿会は、矢野哲三郎会長を中心に、田布路木集会所周辺の清掃活動や平生町フラワーベルト整備事業にも積極的に参加しています。これらの奉仕活動が、快適な環境づくりに貢献し、他の模範となっておりことが評価されました。



△中本さん

中本さんは、昭和60年から食生活改善推進員として、主に給食サービスや婦人会料理教室などを中心に活動されています。

このたびの表彰は、長年にわたる推進員活動が認められたものです。

10月5日、田布施町で行われた「平成18年度柳井健康福祉センター管内食生活改善推進員研修会」の中で、本町の食生活改善推進員の中本和子さん（大野南）が『保健環境功労者』として表彰されました。

運動会写真集



△平生幼稚園（10/7）



△平生保育園（10/7）



△宇佐木保育園（10/7）



△佐賀保育園（10/7）



△つはな保育園（10/7）



△ファミリースポーツ・レクリエーション大会（10/15）



△あくあく運動会（10/19）



△平生中央児童館（10/28）

こねにちは保健師です

No.546

1に運動 2に食事
しっかり禁煙 最後にクスリメタボリックシンドローム (内臓脂肪症候群)
をセルフチェックしてみましょう

次の項目に当てはまるかチェックしてみてください。
チェック1に加えて、チェック2～4のうち2つ以上にあてはまると
メタボリックシンドロームです！

チェック1 おへその高さの腹囲は？	
☐	男性 85cm以上、女性 90cm以上

チェック2 血中脂質は？	
☐	中性脂肪 150mg/dl以上 かつorまたは HDLコレステロール 40mg/dl未満

チェック3 血圧は？	
☐	収縮期血圧（最高血圧） 130mmHg以上 かつorまたは 拡張期血圧（最低血圧） 85mmHg以上

チェック4 血糖値は？	
☐	空腹時血糖値 110mg/dl以上

「メタボリックシンドローム」
「ちよつと」気になる内臓脂肪型肥満

メタボリックシンドロームとは、内臓脂肪の蓄積により高脂血症や糖尿病、高血圧症を合併する症候群のことをいいます。

1つ1つの症状が軽くても

「肥満」「高脂血症」「高血糖」

「高血圧」の危険因子が3つ

以上合併した場合、まったく

持たない人と比べて心臓病の

発症リスクは35・8倍と急激

に高くなるのです。

「ちよつと」お腹が出て

きた「ちよつと」中性脂

肪値が高い「ちよつと」

血糖値が高め」と、その「ち

よつと」を見逃すと、将来大

変なことになるかもしれませ

ん。

＜予防するには＞

生活習慣を見直しましよ

う。

①日頃の活動に身体を動かす

習慣を作りましょう。

②1日3食規則正しく、バラ

ンスのよい食事を取りまし

う。

③禁煙しましょう。

シリーズ くすりの飲み方・使い方
▽高血圧症の患者さんへ

高血圧は、自覚症状がなくても放
つておくと徐々に動脈が硬くもろく
なり、他の病気を引き起こすため、
治療が必要です。

薬の効き目が十分でない時、1つ
の薬の量を増やすより、効き方の違
う薬を組み合わせて使う方が効果的
で副作用も防げるため、何種類もの
薬が出る場合があります。薬によつ
て血圧が下がりますが、服薬を中止
するとかえって血圧が高くなること
があるので確実に飲みましょう。

薬を飲み始めたばかりの時や食後
は、特に立ちくらみを起こしやすい
ので注意してください。



No. 7

おすすめメニュー

小松菜プリン

平生町食生活改善推進協議会



小松菜を使っているの
で、色がきれいなうえにカ
ルシウムもたっぷりとれま
す。



《材 料》 8人分

ゼラチン	10 g	A	水	100cc
水	100cc		砂糖	50 g
小松菜	1 株	B	牛乳	200cc
			水	100cc

《作り方》

- ①ゼラチンを分量の水に振り入れてふやかす。
- ②小松菜を柔らかく茹でて、水気を絞りざく切りにする。Aの水、砂糖といっしょにミキサーにかける。
- ③②とBをよく混ぜ合わせて火にかけ、沸騰する直前に火を止め、①を加えて溶かす。
- ④③のあら熱を取り、型に流し、冷やし固める。
(泡立てた生クリームを飾ってもよい。)



平生中学校では、昨年の2学期から普段の学校の様子を公開するために、学期に1回学校開放週間を設けています。

この期間は保護者や地域のみなさんなど、町民どなたでも気軽に学校を訪問することができます。学校の授業や活動を参観していただき、学校教育への理解を深めていただくというものです。ぜひ、来校され生徒たちの様子をご覧ください。みなさんのご意見やご感想を、これからの本校教育に生かしていきたいと考えています。



学校開放週間を契機に、学校・家庭・地域の信頼の絆を強めて、地域とともに生徒を育て、「開かれた学校」づくりを推進していきたいと考えていますので、よろしく願います。

授業はこの週年中すべての学級・学年で開放していますので、ご自由に参観してください。授業以外で、給食前の健康時間や昼休みの様子なども見ていただいて構いません。

■問い合わせ先

平生中学校
Tel (56) 2053

No. 139

生涯学習推進だより

ご存じですか？学校開放週間

平生町立平生中学校



平生町生涯学習推進マスコット「マナビット」

学校開放週間のご案内

●期 間

平成18年11月16日木、17日金、20日月、21日火、22日水の5日間

●日 程

1校時は8:40に始まり、15:30に6校時が終わります。

その後生徒は部活動を行い、17:00に下校します。

●その他

◇当日の日課は生徒玄関に掲示しています。

◇ご面倒でも生徒玄関で記名し、平生中の札を付けていただきますようお願いいたします。

図書館
だより

新着図書の紹介

図書の一部を紹介します。

《一般書》

青春の雲海

森村 誠一 著

水銀虫

朱川 湊人 著

美しい国へ

安倍 晋三 著

脳年齢が10歳若くなる新しい朝の習慣術

米山 公啓 著

暮らしの中に図書館を!!

平生図書館 Tel (56) 2310

「絵と随筆と旅の本」一枚の繪10月号

《児童書》

とうさんはタツノオトシゴ

エリック・カール 作

ことりのうち

さとうわきこ 作・絵

大きな友だちゴリラ

こやま峰子 作

しずかな日々

椰月美智子 著

宇宙飛行士大図鑑

PHP研究所 編

休館日

11月…20日月、23日(木/勤労感謝の日)、27日月、30日(木/月末整理日)
12月…4日月、11日月

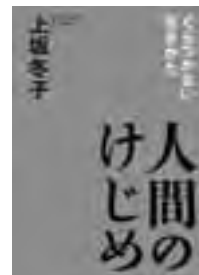
話題の本

『人間のけじめ』

ぐらつかない生きかた

上坂 冬子 著

靖国問題から少子化時代まで日本をとりまく愚をただす! 歴史・良識・戦後・暮らし・老いと「5つのけじめ」論を冴え渡るペン先でつづった痛快エッセイ。



シリーズ

正しい知識で 安心な消費生活

山口県消費生活センター 電話 083(924)0999

新聞の購読契約トラブル

相談

1年前に新聞の訪問販売があり、今の新聞の契約期間が終わってからならと1年後からの購読契約をしました。

そして今日から配達され始めたのですが、どうも今までの新聞の方が読みやすいので、解約したいとお願いしたのですが、応じてくれません。このまま解約できないのでしょうか。

アドバイス

この場合、クーリングオフ期間を過ぎていたので、原則として契約解除はできません。販売店との話し合いになりますが、契約時に受け取った景品相当額や解約料を求められる場合もあります。

◆◇フンポイント◇◆

訪問販売により新聞の購読契約をした場合、契約書面を受け取って8日以内はクーリング・オフ（無条件解約）できますが、クーリング・オフ期間を過ぎると一方的な理由での解約はできず、販売店との交渉が必要となります。

新聞契約のトラブルに遭わないためには、何年も先の契約や長期間の契約は避けることです。

また、契約をする際は、セールストークや景品に惑わされることなく、自分の読みたい新聞を主体的に選ぶこと、契約書の内容はよく確認して署名、捺印をし、契約書の控えは必ず受け取り、大切に保管しておきましょう。

なお、新聞購読しないと言っているのにしつこく居座り無理矢理勧誘するなどの行為があった場合は、クーリングオフの期間経過後でも契約解除が可能な場合もあります。

平生警察署だより

被害相談電話について

山口県警察では、犯罪の被害や迷惑行為などで悩みの人に対して、被害相談窓口を設け、よりさまざまな相談に応じています。

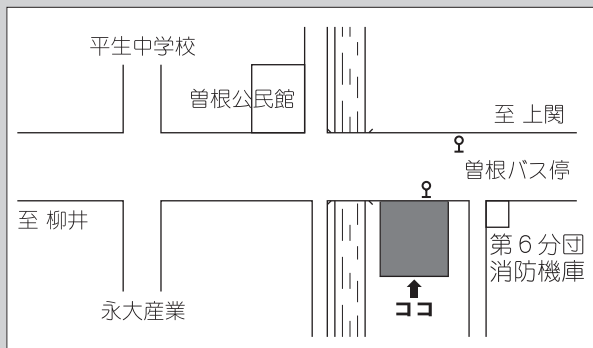
犯罪などの被害に遭われた人はもとより、ご家族や知人の相談も受け付けています。ひとりで悩まずにお気軽に相談してください。

総合相談電話 (犯罪などによる被害の未然防止に関する相談)		短縮ダイヤル ☎ #9110 ☎ 083(923)9110
レディース・サポート 110 (性犯罪被害などに関する相談)		☎ 0120(37)8387 ☎ 083(932)7830
少年（少年サポートセンター） （少年に関する相談）	東部センター	☎ 0120(48)5150 ☎ 0827(23)5150
	中部センター (ヤングテレホン・やまぐち)	☎ 0120(49)5150 ☎ 083(925)5150
	西部センター	☎ 0120(62)5150 ☎ 0832(22)5150
列車内女性被害相談電話 (列車内での痴漢や迷惑行為などの相談)		☎ 083(973)7970
暴力追放相談電話 【山口県暴力追放推進センター】		山口事務局 ☎ 083(923)8930 下関分室 ☎ 0832(23)8930

休日夜間在宅当番医

◎熊南地域休日診療所

午前9時～午後5時は熊南地域休日診療所をご利用ください。(日程は夜間在宅当番医と同じです。)
〔平生町曾根向井原／Tel (56) 5353〕



◎夜間在宅当番医

午後6時～午後10時は下記の場所で診療します。

- 11月12日日 向井医院 (平生町下横)
Tel (56) 2106
- 11月19日日 吉村胃腸科内科 (田布施町下田布施)
Tel (52) 3266
- 11月23日祝 藤田医院 (田布施町宿井)
Tel (52) 2558
- 11月26日日 志熊医院 (上関町室津)
Tel (62) 1032
- 12月3日日 新谷医院 (田布施町波野)
Tel (52) 5550
- 12月10日日 田尻医院 (平生町十三割)
Tel (56) 7733

柳井健康福祉センター相談日

◎保健事業【11月16日～12月15日】

〔柳井市古開作／Tel (22) 3631〕

- C型肝炎検査《予約開催》 要予約 [1,430円]
12月12日火 10:00～11:00
 - 骨髄バンク登録受付(検査)《予約開催》 要予約
12月12日火 9:00～10:00
 - 発達クリニック(乳幼児)《予約開催》 要予約
11月30日木 13:00～16:00
 - 不妊専門相談《予約開催》 要予約
12月7日木 15:00～17:00
 - エイズ抗体検査・相談《予約開催》 要予約
12月12日火 9:00～10:00
 - 心の健康相談《予約開催》 要予約
11月21日火 13:00～14:00
 - 思春期・ストレス相談 要予約(前日まで)
11月24日金、12月8日金 10:00～15:00
 - 井戸水・水質検査(事前に来所のこと)〔有料〕
11月28日火、12月12日火 9:00～11:00
- ※《予約開催》は1週間前までに予約してください

「まちの保健室」

あなたの健康チェックをしてみませんか?

場所: イズミゆめタウン柳井 2階ベビー服売り場前
日時: 11月18日土 午後1時～5時
内容: 血圧測定、体重・体脂肪測定、健康相談、
乳児・育児相談など

連絡先 山口看護協会柳井支部事務局
Tel (22) 3456 (内線2501)

まちの人口

世帯数 5,525 世帯(－3)
人口 13,594 人(－15)
うち男 6,437 人(－4)
女 7,157 人(－11)

9月30日現在の住民基本台帳記載人口。()内は前月対比。

月間交通事故発生状況

9月

	発生件数		死者	傷者
	人身	物損	(人)	(人)
平生警察署管内	6	26	0	9
平生町内	2	7	0	2

資料: 平生警察署

※平生警察署管内…田布施町・上関町・平生町

月間火災・救急発生状況

9月

	火災			救急
	建物	山林	その他	
広域消防組合管内	1	0	3	258
平生町内	0	0	0	30

資料: 柳井地区広域消防組合

※広域消防組合管内…柳井市・周防大島町・上関町・平生町

▼広報11月号をお届けします。▼朝晩の寒さが増してきました。私自身も少し風邪気味なのですが、みなさん、風邪やインフルエンザなどに注意しましょう。▼P14のメタボリックシンドロームについて、人ごとでは無いと思います。まずは体力を上げる事が始めようと考えています。できる範囲でがんばりましょう。

編集後記

今月の納税【11月】

納期限11月30日

国民健康保険税 第5期
介護保険料 第5期

☆完納で育てよう明るい平生町☆

◎便利な口座振替も利用できます◎

問合せ先 (町税) 町役場税務課 Tel (56) 7114
(介護保険料) 町役場健康福祉課 Tel (56) 7115

(ミュージックチャイムの曲名)

6:00 浜辺の歌 12:00 上を向いて歩こう 17:00 タヤケコヤケ 22:00 峠の我が家

Information

情報伝言板

じょうほうでんごんばん

試験・募集

自衛隊生徒・自衛官 採用試験

◇自衛隊生徒

●応募資格

日本国籍を有し、平成19年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で中学校卒業者または中等教育学校の前期課程修了者（見込み者を含む）

●受付期限

平成19年1月9日火

●試験期日

平成19年1月13日土

●試験科目

択一式（国語・社会・数学・理科・英語）、作文
◇自衛官（2等陸・海・空士（男子）要員）

●応募資格

日本国籍を有し、平成19年4月1日現在で18歳以上27歳未満の男子

●受付期限

12月6日水

●試験期日

12月17日日

●試験科目

筆記試験（国語、数学、社会および作文）、口述試験、適性

検査および身体検査

■申込みおよび問合せ先

自衛隊山口地方協力本部 柳

井地域事務所

平成19年度自治医科大学 （医学部）入学者募集

●出願資格

高等学校もしくは中等教育学校を卒業した人および平成19年3月卒業見込みの人、またはこれと同等以上の学力があると認められる人

●募集人員

100名

●出願期間

平成19年1月5日金～1月23日火 午後5時まで

●第1次試験期日

学力試験 平成19年1月29日月
面接試験 平成19年1月30日火

●備考

修学資金および奨学資金の貸与があります。卒業後に県知事指定のへき地公立医療機関などに所定期間勤務すると、修学資金は返還が全額免除となります。

■問合せ先

県健康福祉部医務保険課

冬期青年海外派遣事業 参加者募集

●内容

ホームステイ、語学研修、異世代交流、教育現場見学、ボランティア体験、文化交流会、地域見学など

●派遣先

米国、英国、豪州、カナダ、カンボジア

●対象 高3～大人まで

●参加費 28・5～36万円

●問合せ先

（財）国際青少年研修協会
Tel 03（3359）8421

講座・講習

山口県キャリア教育 フォーラム

児童生徒の勤労観、職業観や、自己にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度を育む「キャリア教育」の理解・啓発を図るため、講演および実践発表を中心としたフォーラムを開催します。

●対象

小学校・中学校・高等学校・中等教育学校および盲・聾・養護学校の教職員、県・市・町教育委員会指導主事、保護者、産

法テラス 日本司法支援センター

法的トラブルを解決するのに、どのような方法があるのかわからない。どこに相談すればいいのかわからない、といったときは、法テラスコールセンターまでお気軽にお電話ください。

法テラスコールセンター

一般相談 Tel0570-078374
犯罪被害者相談 Tel0570-079714

- 情報提供 法的トラブルの解決に役立つ情報の無料提供
- 民事法律扶助 資力の乏しい人のための無料相談や裁判費用などの立替相談
- 司法過疎対策 弁護士がいらないなど法律サービスを受けることが難しい地域での適切な料金での法律サービスの提供
- 犯罪被害者支援 被害者支援に詳しい弁護士や支援団体などに関する情報の無料提供
- 国選弁護関連業務 国選弁護人を確保し、捜査から裁判まで一貫した国選弁護体制の整備

日本司法支援センター山口地方事務所
Tel050（3383）5490

業界などキャリア教育に関心のある人

●日時

12月18日

午後1時～4時30分

●場所

山口県総合保健会館

●多目的ホール

■問合せ先

山口県教育委員会高校教育課
（山口市吉敷33251）

小型船舶操縦免許 更新講習

●日時 12月2日土

午後5時30分～受付

（事前の申込は不要です）

午後6時～講習開始

●場所 平生中央公民館

●持参品 本籍地記載の住民票、印章（失効または再交付の場合）、写真2枚（4・5センチ×3・5センチ／更新中証明書が必要な人は免許証のコピー）、免許証、再交付の場合は運転免許証のコピー、近視の人

はメガネなど、筆記用具

※コピーは顔が確認できるもの

●受講料（郵送料含む）

小型・更新…7800円、失効…15900円

●問合せ先

（財）日本船舶職員養成協会

中国支部

お知らせ

年末調整説明会を
開催します

平成18年分の年末調整の仕方
や法定調書などの提出方法につ
いて、説明会を開催します。

●対象

所得税の源泉徴収義務者（事
業所および事業主）

●日時

11月17日金 午後2時～

●場所

平生町勤労青少年ホーム

■問合せ先

光税務署 法人課税部門

不正軽油110番

県では、不正軽油の製造や販
売、使用などを一掃するため、
24時間情報を受け付けていま
す。

■連絡先

Tel 0120 (797) 241

FAX 083 (925) 4149

電子メール

a10705@pref.yamaguchi.jp

■問合せ先

県税務課

Tel 083 (933) 2277

山口県税事務所

石綿業務従事者
特別健康診断

過去に石綿業務に従事した離
職者に対して、無料で健康診断
を実施します。

●受付期限 11月17日金

●対象者

石綿を製造し、または取り扱
う作業に従事して退職した人
で、以下全ての項目を満たして
いる人。

①従事していた作業が特定でき
ること。

②初回ばく露から10年以上経過
していること。

③以前石綿作業に従事していた
事業場が廃業や倒産、退職者に
対する健康診断を拒否などの理
由で石綿健康診断を受診できな
い状況にあること。

④石綿に係る健康管理手帳を所
有していないこと。

（申請された人全員が受診でき
るとは限りません。）

■申込みおよび問合せ先

事前に申請書を手し、申請
者本人が記入してください。

（財）山口県予防保健協会

Tel 083 (933) 0008

山口労災病院

Tel 0836 (83) 2881

石綿救済法
特別遺族給付金

石綿ばく露を原因とする疾病
により死亡した労働者のご遺族
で、労災保険法の遺族補償給付
を受ける権利が時効により消滅
した人に対して特別遺族給付金
が支給されます。

●請求について

年金として支給される特別遺
族給付金（特別遺族年金）は、
請求した日の翌月分からの支給
になりますので、請求が遅くな
ると支給総額に影響します。

また、法施行日から3年を経
過した平成21年3月27日以降
は、その請求ができません。

■問合せ先

○特別遺族給付金・労災保険

山口労働局労働基準部

労災補償課

Tel 083 (995) 0374

下松労働基準監督署

Tel 0833 (41) 1780

○労災保険給付対象とならない
人
独立行政法人環境再生保全機
構

Tel 0120 (389) 931

相 談

11月は賃金不払残業
解消キャンペーン月間

タダで残業、してませんか？
させてませんか？

全国一斉に賃金不払残業の無
料相談ダイヤルを実施します。

●実施時期

11月23日祝

午前9時～午後5時

●全国一斉無料ダイヤル

Tel 0120 (793) 283

■問合せ先

山口労働局労働基準部監督課

年金相談の平日の時間延
長と休日の相談を実施

徳山社会保険事務所では、年
金相談の時間延長と休日の相談
を実施いたします。また、国民
年金保険料の納付相談も併せて
行います。

●時間延長日（午後7時まで）

11月13日月、20日月、27日月

12月4日月、11日月、18日月、

25日月

●休日相談日

（午前9時30分～午後4時）

11月11日土、12月9日土

■問合せ先

徳山社会保険事務所

〔年金相談〕

Tel 0834 (31) 2152
〔納付相談〕

司法書士サラ金・ヤミ金
無料電話相談会

●日時 平成18年12月2日土、
平成19年1月13日土、2月2日

午前10時～午後4時

●相談受付電話番号

Tel 0120 (003) 821

●相談内容 消費者金融・信販

会社・銀行などへの月々の返済
でお困りの人に、具体的な問題
解決に向けた債務整理手続の紹
介などのアドバイスをします。

●主催

山口県青年司法書士協議会

再就職希望登記者支援事業の登録者募集

「もう一度働きたい！」
～あなたのカムバックを応援します～

●登録対象者

妊娠・出産・育児・介護を理由として退職した人
で、将来再就職を希望する人。（ただし、退職前に雇
用保険被保険者であった人。）

●支援内容

- ・再就職準備セミナー（Re・Beワークセミナー）
- ・再就職に役立つ情報誌の提供
- ・個別相談を受けます。

●登録手数料

無料

登録期間は4年間です。（希望する場合は1回に限
り更新できます。）

■問合せ先

（財）21世紀職業財団山口事務所 Tel083 (923) 2041

まちのカレンダー

《11月16日～12月15日》

11 月

16 (木)	平生中学校一般開放（～17、20～22日）
17 (金)	朗読ボランティアつゆくさの会（10：00／平生図書館） ひらお読書会（13：30／平生図書館） もの忘れ相談（13：30／ふれあいまちづくりセンター） 年末調整説明会【対象：事業所・事業主】（14：00／町勤労青少年ホーム）
18 (土)	体育館開放日（午前中） 古文書輪読会（10：00／平生図書館） おはなし会（14：00／平生図書館）
19 (日)	平生町長選挙執行予定（7：00／各地区投票所）
20 (月)	離乳食学級（9：30／保健センター）
21 (火)	育児学級〈平生地区〉（10：00／保健センター）
22 (水)	
23 (木)	大野公民館まつり（9：30） 勤労感謝の日
24 (金)	
25 (土)	体育館開放日（午前中） 青少年健全育成推進大会（9：00／町武道館）
26 (日)	平生町駅伝競走大会（10：00／平生中学校出発）
27 (月)	保健センター開放日（9：30）
28 (火)	
29 (水)	
30 (木)	

12 月

1 (金)	
2 (土)	体育館開放日（午前中） 古文書輪読会（10：00／平生図書館）
3 (日)	
4 (月)	
5 (火)	育児学級〈大野・曾根・佐賀地区〉（13：30／保健センター）
6 (水)	マロニエ会（9：30／保健センター）
7 (木)	
8 (金)	
9 (土)	体育館開放日（午前中）
10 (日)	平生町卓球大会（9：00／町体育館）
11 (月)	人権行政相談（10：00／町役場本庁、13：00／佐賀公民館）
12 (火)	あすなる会〈介護者家族の会〉（13：30／ふれあいまちづくりセンター）
13 (水)	おひざにだっこの会（10：30／平生図書館） 親しみトーク【町長と語る日】（18：00／町役場町長室）
14 (木)	
15 (金)	

※予定表ですので、日時・場所の変更がある場合もあります。

町制施行50周年記念ポスター・標語

ポスター最優秀作品



平生中学校3年 河野美穂

標語最優秀作品

山のみどり
うみの青
みんなのやさしさ
大すき平生

平生小学校2年 廣中紗雅音



平生町民憲章

わたしたち 平生町民は、ふるさとの美しい自然と歴史をうけつぎ、明るく住みよいまちづくりを目指して、次のことに努めます。

わたしたち 平生町民は

- 1 自然を大切に 環境をととのえ 美しいまちをつくります
- 1 スポーツに親しみ きまりを守り 健やかなまちをつくります
- 1 思いやりと 感謝の心もち 温かいまちをつくります
- 1 勤労をとうとび 活力にみちた 豊かなまちをつくります
- 1 文化を創造し 若い力を育て 伸びゆくまちをつくります



「広報ひらお」は、環境に配慮した古紙配合率100%再生紙を使用しています。

平成18年度特別展示第6弾「日本画巨匠版画展」開催中（～11月25日） 町歴史民俗資料館付属展示室